

大阪市水道事業管理規程第12号

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定任期付企業職員及び任期付短時間勤務企業職員の期末手当）</p> <p>第7条 特定任期付企業職員に対する給与規程第28条の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 給与規程第28条第2項第1号中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」とする。</p> <p>〔2〕 略</p> <p>〔2 略〕</p> <p>（特定任期付企業職員の勤勉手当）</p> <p>第8条 特定任期付企業職員に対する給与規程第29条の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 給与規程第29条第3項第1号中「<u>100分の212.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>〔2〕 略</p>	<p>（特定任期付企業職員及び任期付短時間勤務企業職員の期末手当）</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1) 給与規程第28条第2項第1号中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」とする。</p> <p>〔2〕 同左</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>（特定任期付企業職員の勤勉手当）</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>(1) 給与規程第29条第3項第1号中「<u>100分の215</u>」とあるのは「<u>100分の180</u>」とする。</p> <p>〔2〕 同左</p>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。